



## 検証報告書

# VERIFICATION REPORT

---

## 株式会社 INPEX

## グリーンローン実行後 検証報告書

**Prepared by:** DNV ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社

**Location:** 神戸, 日本

**Date:** 2024 年 7 月 8 日

**Ref. Nr.:** PRJN-252709-2021-AST-JPN-2-R.1

## 目次

I スコープと目的	3
II INPEX の経営層の責任と DNV の責任	3
III DNV 意見の基礎	4
IV 評価作業	5
V 観察結果及び DNV の意見	6
スケジュール 1 グリーンプロジェクト	10
スケジュール 2 グリーンローン適格性評価手順	11
スケジュール 3 気候ボンド基準 3.0 版 主要な要求事項	14

### 改訂履歴

発行日	主な変更内容
2024 年 7 月 8 日	グリーンローン実行に伴う実行後検証報告書発行

### Disclaimer

Our assessment relies on the premise that the data and information provided by Issuer to us as part of our review procedures have been provided in good faith. Because of the selected nature (sampling) and other inherent limitation of both procedures and systems of internal control, there remains the unavoidable risk that errors or irregularities, possibly significant, may not have been detected. Limited depth of evidence gathering including inquiry and analytical procedures and limited sampling at lower levels in the organization were applied as per scope of work. DNV expressly disclaims any liability or co-responsibility for any decision a person or an entity may make based on this Statement.

### Statement of Competence and Independence

DNV applies its own management standards and compliance policies for quality control, in accordance with ISO/IEC 17021:2011 - Conformity Assessment Requirements for bodies providing audit and certification of management systems, and accordingly maintains a comprehensive system of quality control, including documented policies and procedures regarding compliance with ethical requirements, professional standards and applicable legal and regulatory requirements. We have complied with the DNV Code of Conduct<sup>1</sup> during the assessment and maintain independence where required by relevant ethical requirements. This engagement work was carried out by an independent team of sustainability assurance professionals. DNV was not involved in the preparation of statements or data included in the Framework except for this Statement. DNV maintains complete impartiality toward stakeholders interviewed during the assessment process.

<sup>1</sup> DNV Code of Conduct is available from DNV website ([www.DNV.com](http://www.DNV.com))

## I スコープと目的

株式会社 INPEX（以下、「INPEX」）は、2024年5月、DNV ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社（以下、「DNV」又は「我々」）に気候ボンドイニシアチブ（以下、「CBI」）の定める気候ボンド基準 3.0 版（以下、「CBS」）に対するグリーンローン実行後検証を委託しました。

DNV におけるグリーンローン実行後検証の目的は、独立した検証機関すなわち CBS に基づく CBI 認定検証機関として、INPEX のグリーンローン及び対象となったグリーンプロジェクトが CBS 及び関連する下記のセクター適格クライテリア（海洋再生エネルギーのうち洋上風力発電）に合致しているかについて検証することです。

DNV は、CBS がグリーンローン原則 2021（以下、「GLP」）及びグリーンローンガイドライン 2022（以下、「GLGL」）に完全に整合していることを考慮して検証を実施しました。

- （海洋再生エネルギーのうち、洋上風力発電） The Marine Renewable Energy Sector Eligibility Criteria of the Climate Bonds Standard (July 2020)

DNV は、CBS 及び関連するセクター適格クライテリアへの適合性を目的としたグリーンローン実行後検証とは別に、関連するクライテリアとの適合性の観点から、GLGL を参照しています。

DNV は、INPEX との間で合意された契約書に示された本業務の作業範囲を遂行するにあたって、利害関係が予想される直接的な株主としての関係を含めて、INPEX との間にその他一切の業務上の関係を保持していません。またこの報告書では、グリーンローンの財務的なパフォーマンス、いかなる投資の価値、あるいは長期的な環境便益に関する保証も提供されません。

## II INPEX の経営層の責任と DNV の責任

INPEX の経営層は、DNV がレビュー結果を提供するまでの間に必要な情報やデータを提供しています。DNV の声明は独立した意見を表しており、我々に提供された情報に基づき、確立された適格クライテリアが満たされているかどうかについて、INPEX の経営層及びグリーンローンの利害関係者に情報提供することを意図としています。我々のレビューは、INPEX から提供された情報及び事実に依拠しています。

DNV は、この意見表明の中で言及されたプロジェクト及び資産のいかなる側面についても責任を負わず、また提供される試算、観察結果、意見、または結論が不正確な場合、責任を負うことができません。すなわち DNV は、INPEX から提供される情報やデータ及びこの評価の基礎となる情報やデータが正確でない又は不完全な場合には責任を負うことはありません。

### III DNV 意見の基礎

DNV は、INPEX にとってより柔軟なグリーンローン適格性評価手順（以下、「DNV の手順」）を作成するために、GLP、CBS 及び GLGL の要求事項を考慮したグリーンローン評価手順を適用しました。この評価手順は、GLP、CBS 及び GLGL に基づくグリーンローンに適用可能です。本報告書のスケジュール-2 に、DNV の評価手順が記載されています。

DNV の手順は、DNV の意見表明の根拠に資する一連の適切なクライテリアを含んでいます。そのクライテリアの背景にある包括的な原則は、グリーンローンは「環境及び社会便益をもたらす新規又は既存プロジェクトのための資本調達や投資を可能とする」べきである、というものです。

DNV の手順に従って、レビュー対象であるフレームワークに対する原則は、以下の 4 つの要素にグループ分けされます。

- **要素 1：調達資金の用途**：調達資金の用途の基準は、グリーンローンの資金調達者がグリーンローンにより調達した資金をグリーン適格プロジェクトに使わなければならない、という要求事項によって定められています。適格プロジェクトは、明確な環境改善効果を提供するものです。
- **要素 2：プロジェクトの評価及び選定のプロセス**：プロジェクトの評価及び選定の基準は、資金調達者がグリーンローン調達資金を用途とする投資の適格性を判断する際に従うプロセスの概要を示さなければならない、また、プロジェクトが目的に対する影響をどのように考慮しているかの概要を示さなければならない、という要求事項によって定められています。
- **要素 3：調達資金の管理**：調達資金の管理の基準は、グリーンローンの実行組織によって追跡管理されなければならないこと、また、必要な場合には、区別されたポートフォリオを構築し、未充当資金がどのように扱われるか公表するという観点で作成されなければならないことが、要求事項によって定められています。
- **要素 4：レポーティング**：レポーティングの基準は、ローンの借り手に対して、少なくとも、資金の充当状況及び可能な場合には定量的もしくは定性的かつ適切なパフォーマンス指標を用いたレポートを発行する、という推奨事項によって定められています。

## IV 評価作業

DNV の評価作業は、INPEX によって誠実に情報提供されたという理解に基づいた、利用可能な情報を用いた包括的なレビューで構成されています。DNV は、提供された情報の正確性をチェックするための監査やその他の試験等を実施していません。DNV の意見を形成する評価作業には、以下が含まれます。

### i. グリーンローン実行前検証

- INPEX 固有の DNV の評価手順の作成
- INPEX より提供された根拠文書の評価、及び包括的なデスクレビューによる補足評価
- INPEX の管理者へのインタビュー及び関連する文書管理のレビュー
- クライテリアの各要素に対する観察結果の文書作成

### ii. グリーンローン実行後検証（\*今回、報告内容）

- グリーンローン実行後に INPEX により提供された根拠書類の評価、上位レベルのデスクレビューによる補足評価
- INPEX の管理者へのインタビュー及び関連する文書管理のレビュー
- 現地調査および検査（必要な場合）
- 実行後時点での対象プロジェクト及び資産のレビュー（スケジュール-1 に記載された内容の更新）
- 実行後検証での観察結果の文書作成

これらは検証結果の直接的な証拠として使用され、主要な担当者へのインタビューを通じ必要に応じて適切さについて追加的に確認されます。

## V 観察結果及び DNV の意見

DNV は ISAE3000（過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務）に従って本グリーンローンの実行前から引き続き実行後検証を実施しました。検証には、i) CBS の条項に矛盾なく、かつ適切に適用されているかのチェック、ii) 検証を裏付ける証拠の集約を含みます。

DNV の検証アプローチは、CBS への適合に関連するリスクの理解と、それらを緩和するために実施される管理手法の理解に基づいています。DNV は、グリーンローンが、CBS の要求事項に合致していることへの限定的保証を提供するために、DNV が必要と判断した証拠、その他の情報及び説明を得るための検証を計画し実行しました。なお、グリーンローンの GLGL への適合については、CBS への適合と関連付けることが可能なため、検証結果は後述の通り一つに集約した形でまとめました。

DNV の観察結果と意見は以下の通りです。

### 要素 1：調達資金の使途

DNV は、INPEX が調達する資金が、洋上風力の再生可能エネルギーの開発、建設、運営、改修に関する事業に充当されたことを確認しました。また、これらのグリーンプロジェクトに対しリファイナンスとして充当されていることを確認しました。

表-1 調達資金の充当状況(2024年5月時点)

項目	金額
調達額	USD 250MM
資金充当額 (全額リファイナンス)	USD 250MM
未充当残高	0

本報告書のスケジュール-1「対象プロジェクト概要」に対象のグリーンプロジェクトをリストしています。

対象となった洋上風力発電プロジェクト(海外プロジェクト)は、プロジェクト所在国の制度及び社内プロセスに準拠して、風況調査及び環境影響評価プロセス等が実行され、その結果は事業者等により適宜公開されています。

また、対象プロジェクトについては、評価時点で重大な懸念が発生していないことが確認されています。

従ってこれらプロジェクトは、CBS の関連する下記セクター適格クライテリアに合致しています。

- (洋上風力発電) The Marine Renewable Energy Sector Eligibility Criteria of the Climate Bonds Standard (July 2020)

調達資金は、全てグリーンプロジェクトにリファイナンスされています。これらのグリーンプロジェクトは CO<sub>2</sub> 排出削減プロジェクトとして明確な環境改善効果をもたらしており、INPEX が「長期戦略と中期経営計画（INPEX Vision @2022）」において掲げている、環境面での持続可能性に係る目標の達成に貢献していると考えられます。

## 要素 2 : プロジェクトの評価及び選定のプロセス

DNV は、スケジュール-1 に記載されている対象のグリーンプロジェクトが INPEX の「長期戦略と中期経営計画 (INPEX Vision @2022) 」における、2050 年ネットゼロカーボン社会の実現に向けた目標と道筋に一致していることを確認しました。

また、INPEX の適格グリーンプロジェクト選定において、財務・経理本部が適格クライテリアに基づいてプロジェクトの候補を選定し、再生可能エネルギー・新分野事業本部及び経営企画本部と合議の上、適切な社内決定プロセスを経て適格グリーンプロジェクトが承認されていることを DNV は確認しました。

INPEX はプロジェクトの評価及び選定にあたっては、CBS の要求事項を考慮しています。

DNV は適格グリーンプロジェクトが、適切な内部プロセスを経て承認されることについて検証活動を通じて確認しました。これらの結果は CBS、GLP 及び GLGL の要求事項に適合するものです。

## 要素 3 : 調達資金の管理

DNV は、INPEX が資金調達から返済までの間、どのように資金を追跡管理したか確認しました。資金充当状況については、対象プロジェクト毎に、財務・経理本部が管理していることを確認しました。

DNV は、INPEX がグリーンローンの実行以降の調達資金の充当についてどのように追跡管理しているか確認しました。具体的には以下の通りです。

- グリーンローンによる調達資金は、適格グリーンプロジェクトに全て充当されています。
- 財務・経理本部は調達資金管理のために適格グリーンプロジェクト毎に、資金充当状況を社内管理システムに登録し管理しています。
- 資金充当状況については、プロジェクト毎に、財務・経理本部が管理しています。
- 対象プロジェクトの合計額がグリーンローンによる調達額を下回らないように管理しています。
- 調達資金の充当状況は財務・経理本部の担当役員に報告されています。

結果的に DNV は、INPEX の資金総額の管理が適切であることを確認しました。これらプロセスは CBS、GLP 及び GLGL の要求事項に適合しています。

#### 要素 4 : レポーティング

DNV は、INPEX が調達資金の充当状況及び環境改善効果を年次の統合報告書にて公表する予定であることを確認しました。この中には充当金額、調達資金のうちファイナンスに充当された部分の概算額（または割合）が含まれます。また INPEX は、プロジェクトの環境改善効果として下記の指標を開示することを予定しています。

- 年間 CO<sub>2</sub> 排出削減量 (t-CO<sub>2</sub>/y) <sup>\*1</sup>
- 設備容量 (MW)

\*1 年間 CO<sub>2</sub> 排出削減量は、資金充当後の 9 ヶ月分に限られます。

表 2 充当対象プロジェクトによる環境改善効果

プロジェクト分類	設備容量 (INPEX 持分)	環境改善効果 <sup>*1</sup> (INPEX 持分年間 CO <sub>2</sub> 排出削減量)
再生可能エネルギー 洋上風力発電	860.5MW (174.2MW)	105,604 t-CO <sub>2</sub>

\*1削減効果算定にあたり、今回より、欧州拠点・世界各国の気候変動DataシンクタンクであるEMBERのCO<sub>2</sub> 排出係数を採用してる。

環境改善効果の算出方法：発電実績(MWh) × CO<sub>2</sub> 排出係数(t-CO<sub>2</sub>/MWh)

なお、発電実績は、設備容量に対する INPEX 持分を乗じて算出している。

これらは CBS、GLP 及び GLGL の要求事項に合致するものです。

## ローン実行後検証結果サマリー

DNV が実施した限定的保証の手続きに基づく検証の結果、グリーンローンが、CBS 及び関連するセクター適格クライテリアの要求事項に準拠していないと信じさせる事項はすべての重要な点において認められませんでした。

この報告書では、グリーンローンの財務的なパフォーマンス、いかなる投資の価値、あるいは長期的な環境便益に関する保証も提供されません。

以上から DNV はグリーンローン実行後検証を通じて INPEX グリーンローンが、CBSv3.0、GLP2021 及び GLGL2022 に従って実行されていることを確認しました。

DNV ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社

2024 年 7 月 8 日



前田 直樹  
代表取締役/SCPA シニアヴァイスプレジデント  
DNV ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社



金留 正人  
テクニカルレビューアー  
DNV ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社



鳥海 淳  
チームリーダー  
DNV ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社



橋本 寿士  
アセッサー  
DNV ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社

### About DNV

Driven by our purpose of safeguarding life, property and the environment, DNV enables organisations to advance the safety and sustainability of their business. Combining leading technical and operational expertise, risk methodology and in-depth industry knowledge, we empower our customers' decisions and actions with trust and confidence. We continuously invest in research and collaborative innovation to provide customers and society with operational and technological foresight.

With our origins stretching back to 1864, our reach today is global. Operating in more than 100 countries, our 16,000 professionals are dedicated to helping customers make the world safer, smarter and greener.



## スケジュール 1 グリーンプロジェクト

DNV は再生可能エネルギーである洋上風力発電に関して概要も含めた複数のグリーンプロジェクト（2024 年 5 月現在）に対するグリーンローンの実行状況を検証しました。プロジェクトは、一部秘匿情報を含むため集約した形式での開示としていますが、検証機関である DNV に対して検証に必要な情報が提供されています。

No.	大分類	中分類	適格基準	充当額	プロジェクト概要
1	再生可能エネルギー	洋上風力発電	(海洋再生エネルギーのうち、洋上風力発電) The Marine Renewable Energy Sector Eligibility Criteria of the Climate Bonds Standard (July 2020)	USD 250MM <sup>*1</sup> (全額リファイナンス)	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 海外での複数の洋上風力発電所</li><li>◆ 運開済みのプロジェクト</li><li>◆ 対象プロジェクトは、CBS 技術基準を満たし、社内規程、プロジェクトの環境影響評価制度に従って、環境影響の評価済である</li></ul>

\*1 資金調達額と各プロジェクトへの充当額の通貨単位は、異なるが資金調達額と充当額が一致していることを確認している。

## スケジュール 2 グリーンローン適格性評価手順

下記 GLP1~GLP4 は、グリーンローン原則 2021 を基に作成された DNV のグリーンローン適格性評価手順です(GLGL の主要な要素を含みます)。

### GLP-1 調達資金の使途

Ref.	基準	要求事項	評価作業(確認した項目)	DNV観察結果
1a	資金の種類	グリーンローンの種類は GBP/GLP で定義される以下の種類のいずれかに分類される。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・(標準的)グリーンローン(ローン)</li> <li>・グリーンレベニューファイナンス</li> <li>・グリーンプロジェクトファイナンス</li> <li>・その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 関係者へのインタビュー</li> <li>• 文書確認</li> </ul>	以下のカテゴリに分類されることを確認した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・(標準的)グリーンローン</li> </ul>
1b	グリーンプロジェクト分類	グリーンローンにおいて肝要なのは、その調達資金がグリーンプロジェクトのために使われることであり、そのことは、証券に係る法的書類またはローン契約書に適切に記載されるべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 関係者へのインタビュー</li> <li>• 文書確認</li> </ul>	調達資金の全額を「洋上風力の再生可能エネルギーの開発、建設、運営、改修に関する事業」へのリファイナンスに充当することが、ローン契約書等に適切に記載されていることが確認された。
1c	環境面での便益	調達資金使途先となる全てのグリーンプロジェクトは明確な環境面での便益を有すべきであり、その効果は資金調達者によって評価され、可能な場合は、定量的に示されるべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 関係者へのインタビュー</li> <li>• 文書確認</li> </ul>	グリーンプロジェクトは、CO <sub>2</sub> 排出量削減として環境面での便益を有し、INPEX により評価される。その環境改善効果は年次報告されることを確認した。
1d	リファイナンスの割合	調達資金の全部あるいは一部がリファイナンスのために使われる場合、又はその可能性がある場合、資金調達者は、初期投資に使う分とリファイナンスに使う分の推定比率を示し、また、必要に応じて、どの投資又はプロジェクトポートフォリオがリファイナンスの対象になるかを明らかにすることが推奨される。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 関係者へのインタビュー</li> <li>• 文書確認</li> </ul>	INPEX は、資金充当状況のレポートを通じて、調達資金のうちリファイナンスに充当された部分の概算額（又は割合）を明らかにする予定であることを確認した。



## GLP-2 プロジェクトの評価及び選定のプロセス

Ref.	基準	要求事項	評価作業(確認した項目)	DNV観察結果
2a	プロジェクト選定のプロセス	<p>グリーンローンの資金調達者はグリーンローン調達資金の用途となるプロジェクトの適格性を判断したプロセス概要を示すべきである。これは以下を含む(これに限定されるものではない)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資金調達者が、対象となるプロジェクトが適格なグリーンプロジェクトの事業区分に含まれると判断するプロセス</li> <li>グリーンローン調達資金の用途となるプロジェクトの適格性についての規準作成</li> <li>環境面での持続可能性に係る目標</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係者へのインタビュー</li> <li>文書確認</li> </ul>	INPEX はグリーンローン調達資金の用途となるプロジェクトの適格性を判断したプロセスに従って実行している。
2b	資金調達者の環境及び社会的ガバナンスに関するフレームワーク	グリーンローンプロセスに関して資金調達者により公表される情報には、規準、認証に加え、グリーンローンの貸し手は資金調達者のフレームワークや環境に関連する持続性に関するパフォーマンスの品質についても考慮している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係者へのインタビュー</li> <li>文書確認</li> </ul>	<p>INPEXの実施するグリーンプロジェクトは、各国の法制度に基づき、環境側面が十分に配慮され、段階的に順次公開される予定である。</p> <p>また、対象となったプロジェクトは、INPEXが2050年ネットゼロカーボン社会の実現に向けて具体的な目標と道筋を示した「長期戦略と中期経営計画 (INPEX Vision @2022)」に沿ったものである。</p>

## GLP-3 調達資金の管理

Ref.	基準	要求事項	評価作業(確認した項目)	DNV観察結果
3a	調達資金の追跡管理-1	グリーンローンによって調達される資金に係る手取金は、サブアカウントで管理され、サブ・ポートフォリオに組み入れ、又はその他の適切な方法により追跡されるべきである。また、グリーンプロジェクトに係る資金調達者の投融資業務に関連する正式な内部プロセスの中で、資金調達者によって証明されるべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係者へのインタビュー</li> <li>文書確認</li> </ul>	グリーンローンによって調達される資金に係る手取金は、INPEXの社内システムにて追跡可能な形で管理されており、また、社内規程に基づき確認されている。また、資金調達時と社内システムで管理されている通貨単位は、異なっているが、適切に管理されていることを確認した。

Ref.	基準	要求事項	評価作業(確認した項目)	DNV観察結果
3b	調達資金の追跡管理-2	ローンの返済期間において、追跡されている調達資金の残高は、一定期間ごとに、当該期間中に実施された適格プロジェクトへの充当額と一致するよう、調整されるべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係者へのインタビュー</li> <li>文書確認</li> </ul>	グリーンローンの資金調達は、全額充当されたことを確認した。
3c	一時的な運用方法	適格性のあるグリーンプロジェクトへの投資または支払いが未実施の場合は、資金調達者は、未充当資金の残高についても、想定される一時的な運用方法を投資家又は貸し手に知らせるべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係者へのインタビュー</li> <li>文書確認</li> </ul>	全額グリーンプロジェクトに充当され未充当金がないことを確認した。

## GLP-4 レポーティング

Ref.	基準	要求事項	評価作業(確認した項目)	DNV観察結果
4a	定期レポートの実施	<p>調達資金の使途及び未充当資金の一時的な投資のレポートに加え、資金調達者はグリーンローンで調達した資金が充当されているプロジェクトについて、少なくとも年に1回、以下を考慮した上で、各プロジェクトのリストを提供すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 守秘義務や競争上の配慮</li> <li>- 各プロジェクトの概要、期待される持続可能な環境・社会的な効果</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係者へのインタビュー</li> <li>文書確認</li> </ul>	INPEX が、グリーンローンの年次報告を実施し、資金が充当されたプロジェクトの状況を開示予定であることを確認した。

## スケジュール 3 気候ボンド基準 3.0 版 主要な要求事項

### CBS3.0 版への適合条件サマリー

債券の適格プロジェクト及び資産を組込むに先立ち、関連するプロジェクト及び資産をレビューするための基準は、CBS3.0 版及び技術基準に基づき分類されます。CBS3.0 版及び技術基準の主要な要求事項は大きく下表のパート A～パート C に分類されます。

また、以下では、「債券」「発行体」「投資家」は、適宜、それぞれ「ローン」「資金調達者」「貸し手」と読み替える場合があります。

#### パート A: 債券発行前要求事項

範囲	要求事項
1. 調達資金の使途	債券の手取り金は(全て)選定されたプロジェクト及び資産に充当されなければならない。
2. プロジェクト及び資産の評価及び選定プロセス	(資金調達者は)選定されたプロジェクト及び資産が継続して適格であることを定義・決定したプロセスを文書として維持しなければならない。
3. 調達資金の管理	(資金調達者は)債券の手取り金をサブアカウント(別口座)へ預金する、サブポートフォリオに移動する、もしくは他の識別可能な適切な方法で管理し、それらを文書化すべきである。
4. レポーティング(発行前)	資金調達者はフレームワークの開示、適用する基準、充当(新規投資及びリファイナンス)及び未充当資金の管理、プロジェクト情報が含まれる更新レポートの作成と開示計画等について明確にしなければならない。

#### パート B: 債券発行後要求事項 \*この検証報告書での対象

範囲	要求事項
5. 調達資金の使途	債券の手取り金は(全て)選定されたプロジェクト及び資産に充当されなければならない。 充当されたプロジェクト及び資産は、他のグリーンボンドやローン等と混在してはいけない。また、対象プロジェクト及び資産の持つ価値が、少なくとも債券発行額(発行時点)、もしくは発行済みの金額と同等またはそれ以上とすべきである。
6. プロジェクト及び資産の評価及び選定プロセス	(資金調達者は)選定されたプロジェクト及び資産が継続して適格であることを定義・決定したプロセスを文書として維持しなければならない。
7. 調達資金の管理	(資金調達者は)債券の手取り金をサブアカウント(別口座)へ預金する、サブポートフォリオに移動する、もしくは他の識別可能な適切な

	方法で管理し、それらを文書化すべきである。
8.レポーティング(発行後)	資金調達者は債券の残高が残存している期間、少なくとも1年に1回更新レポートを準備し、公開しなければならない。更新レポートには、資金充当状況、環境改善効果、対象プロジェクトに関する情報が含まなければならない。適合性に必要な情報を検証者及び気候ボンド基準事務局に提供しなければならない。

### パートC: プロジェクト及び資産の適格性

範囲	要求事項
9.気候ボンド分類	選定されたプロジェクト及び資産は、気候ボンド分類でリスト化されている1つもしくはそれ以上の投資領域に該当しなければならない。
10.セクター適格性基準	<p>プロジェクト及び資産は関連する分野(セクター)適格性基準文書で提供される特定の適格性基準文書に合致していなければならない。下記に検証対象となる分野と基準の概要を示す。</p> <p>(1)洋上風力発電</p> <p><u>基準</u>：下記に示す要求事項を満たすプロジェクト及び資産</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設中もしくは運転中の洋上風力発電資産、</li> <li>・情報開示コンポーネント、</li> <li>・緩和コンポーネント、</li> <li>・適応及びレジリエンス評価</li> </ul>